

公立大学法人滋賀県立大学入学試験実施本部設置規程

平成 18 年 4 月 1 日
公立大学法人滋賀県立大学規程第 67 号

(設置)

第 1 条 滋賀県立大学入学者選抜試験および大学入試センター試験に関する事務を円滑に処理するため、公立大学法人滋賀県立大学入学試験実施本部（以下「実施本部」という。）を設置する。

(設置期間)

第 2 条 実施本部は、11 月 1 日に設置し、翌年 3 月 31 日をもって解散するものとする。

(組織)

第 3 条 実施本部に入試運営班、総務班、監督班および連絡誘導班を置く。

(分掌事務)

第 4 条 入試運営班、総務班、監督班および連絡誘導班の分掌事務は、別表第 1 のとおりとする。

(職員)

第 5 条 実施本部に本部長を置く。

2 班に班長および班員を置く。

3 本部長、班長および班員には、別表第 2 に掲げる者をもって充てる。

(職務)

第 6 条 職員の職務は、別表第 3 に掲げるところによる。

(庶務)

第 7 条 実施本部の庶務は、事務局教務グループにおいて処理する。

(委任)

第 8 条 この規程に定めるもののほか、実施本部に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

付 則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1 公立大学法人滋賀県立大学入学試験実施本部分掌事務

入試運営班	入試運営の総括的事項に関すること。 試験問題その他試験内容に関すること。
総務班	(総務管理担当) ・入試事務管理の総括的事項に関すること。 ・入試運営班との連絡調整に関すること。 ・問題冊子および解答用紙の管理に関すること。 ・物品に関すること。 ・その他、他の担当の事務に属さないこと。 (報道担当) ・報道資料の作成、提供に関すること。 ・報道機関との連絡調整に関すること。 ・報道機関の接遇に関すること。 ・その他広報に関すること。 (集計担当) ・受験者数の集計に関すること。 ・その他集計、統計資料の作成に関すること。
監督班	試験の監督に関すること。 試験室に関すること。
連絡誘導班	受験生等の案内・誘導に関すること。 試験場内における連絡調整に関すること。 試験場の保安に関すること。

別表第2

職名	職員
本部長	学長
入試運営班長	入学試験委員会委員長
総務班長	事務局次長
監督班長	入学試験委員会副委員長
連絡誘導班長	総務グループ統括
班員	入学試験委員会委員および出題委員ならびに滋賀県立大学教職員のうち本部長が指名する者

別表第3

職名	職務
本部長	実施本部の事務を総括する。
班長	本部長の命を受け、班の事務を掌理し、班員を指揮監督し、班の事務に従事する。
班員	担当事務に従事する。